

令和6年(2024年)2月9日
教育委員会資料
教育委員会事務局学務課

中野区軽井沢少年自然の家利用料金改定に係る承認について

中野区軽井沢少年自然の家の利用料金については、令和5年10月に策定された「施設使用料見直し方針」に基づく中野区立少年自然の家条例(以下「条例」という。)の一部改正(令和5年12月15日改正、令和6年7月1日施行)により、改定を行ったところである。

今回の改定を受け、軽井沢少年自然の家を運営する指定管理者から、条例と同額の料金改定の申請があったため、下記のとおり利用料金の改定を承認する。

記

1 指定管理者

株式会社フードサービスシンワ 代表取締役 有坂 康躬

2 利用料金

	改定前	改定後
中学生以下	1,100円	1,400円
その他	2,300円	2,900円

3 承認の理由

申請された利用料金が、条例に定めた上限額を上回っていないため。

4 改定時期

令和6年7月1日

※令和6年6月30日までに利用承認している場合は、改定前料金を適用する。

5 周知方法

区ホームページ、区報、軽井沢少年自然の家ホームページにて周知を行う。